

平成 26 年第 4 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議 案

議案第 109 号

佐伯市職員の給与に関する条例及び佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例の一部改正について

人事院勧告の趣旨に鑑み、大分県人事委員会勧告の内容に準じて、職員及び国民健康保険診療所の医師の給与の改定を行う措置を講じようとするものである。

改正内容

① 給料表の改正

平成 26 年 4 月 1 日に遡り、行政職給料表について、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら広い範囲の号給について平均 0.27%引き上げる。医療職給料表についても行政職給料表に準じた改正を行う。

② 勤勉手当の支給月数の改正

平成 26 年 4 月 1 日に遡り、6 月期及び 12 月期の勤勉手当の支給率を 0.675 月分から 0.075 月引き上げ 0.75 月分とする。再任用職員の勤勉手当の支給率を 0.025 月引き上げる。

③ 単身赴任手当の改正

単身赴任手当の基礎額 23,000 円を 30,000 円に引き上げるとともに加算額の限度額 29,000 円を 70,000 円に引き上げる。再任用職員も支給対象とする。

④ 管理職員特別勤務手当の新設

国家公務員に準じて管理職員特別勤務手当を支給する。管理監督職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず週休日及び休日に勤務した場合は勤務 1 回につき 12,000 円、平日深夜（午前 0 時から午前 5 時までの間）に勤務した場合は勤務 1 回につき 6,000 円を支給する。

⑤ 地域手当の改正

職員の地域手当支給率 100 分の 18 を 100 分の 20 に引き上げる。また医師の地域手当支給率 100 分の 15 を 100 分の 16 に引き上げる。

議案第 110 号

佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について

佐伯市つるみ山荘条例及び佐伯市保育の実施に関する条例の 2 条例を廃止しようとするものである。

佐伯市つるみ山荘は、平成 3 年 3 月に旧鶴見町によって町民の研修、憩いの場、旧湯布院町との姉妹町交流の拠点として設置され、市町村合併後も引き続き市民の厚生施設として運営を行ってきたが、市民の利用が恒常的に少数である状況下においては、当該

施設の運営を維持する必要性が見出し難いことから、平成 27 年 4 月 1 日をもって廃止する。

佐伯市保育の実施に関する条例については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による児童福祉法の一部改正に伴い、保育所における保育を行う基準について条例に委任する規定が削除されたため、当該条例を廃止し、あわせて当該条例の規定を引用している関係条例の整備を行うものである。

議案第 111 号

佐伯市消防団条例等の一部改正について

平成 17 年の合併以来、消防団は 9 団からなる連合制を採用し、佐伯市連合消防団として活動を行ってきた。今後発生が危惧される大規模地震による津波や記録的な豪雨、台風等による風水害に対し、組織の統一化、指揮命令系統の一本化を図り連携のとれた災害活動が行えるようにするため、平成 27 年 4 月 1 日から消防団を 1 団制に再編することに伴い、関係条例について所要の改正を行おうとするものである。

【関係条例】

- ・ 佐伯市消防団条例
 - ・ 佐伯市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
 - ・ 佐伯市消防団員に係る消防功労金の支給に関する条例
 - ・ 佐伯市防災会議条例
 - ・ 佐伯市森林等の火入れに関する条例
- (末尾に「佐伯市消防団新旧組織図」を資料添付)

議案第 112 号

佐伯市過疎地域自立促進計画の変更について

佐伯市過疎地域自立促進計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、過疎対策事業債の対象が拡充され新たに火葬場が追加されたことに伴い、佐伯市過疎地域自立促進計画を変更しようとするものである。平成 22 年度から平成 27 年度を計画期間とする過疎地域自立促進計画に、老朽化した火葬施設の整備を図るため、火葬炉耐火物大規模改修事業を新たに追加するものである。

議案第 113 号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法の規定により議会の議決を求めようとするものである。

- ・牛入道 2 号線は、牛入道谷川沿いを新たに認定するもの
- ・岡山川河岸線は、岡山川河川敷を新たに認定するもの
- ・坂ノ浦屋敷 4 号線は、県の砂防ダム建設に伴う工事用道路を新たに認定するもの
- ・大石見明線は、林道の市道への移管に伴い新たに認定するもの
- ・笠掛棕ノ木台線は、終点を変更するため廃止し、改めて認定するもの
- ・仙崎洲の本線は、県道西野浦河内線の改良に伴う残土処理場への道路を新たに認定するもの

議案第 114 号

財産の取得について（上城地区防災・避難広場整備事業用地）

上城地区防災・避難広場整備事業用地として土地を取得することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。なお、今回の土地の取得により、予定していた上城地区防災・避難広場整備事業用地については全て取得することになる。

- ◎ 買収する土地 佐伯市大字長谷字藤川 4974 番ほか 7 筆 4, 471. 50 m²
【全体の買収面積 84 筆 32, 999. 27 m²】
- ◎ 買収の相手方 佐伯市大字長谷 6278 番地 川野武夫
佐伯市大字長谷 6061 番地 寺嶋静夫
佐伯市大字長谷 6061 番地 寺嶋ハツエ
【全体の買収の相手方 38 (個人 37 人 法人 1 社)】
- ◎ 買収の方法 随意契約
- ◎ 買収予定価格 14, 782, 935 円
【全体の買収予定価格 118, 546, 744 円】

議案第 115 号

佐伯市保健福祉総合センター和楽条例等の一部改正について

福祉保健部が所管する公の施設（佐伯市保健福祉総合センター和楽内の該当施設、地域福祉センター、生活支援ハウス、ふれあいプラザ、児童館、特別養護老人ホーム、老人憩の家、老人デイサービスセンター、高齢者活動促進施設、高齢者生活福祉センター、高齢者コミュニティセンター、国民健康保険診療所、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ）の管理を行う指定管理者の管理指定期間を改めようとするものである。

平成 26 年 6 月施行の医療介護総合確保推進法において、3 年ごとに見直しが行われる「介護保険事業計画」と「医療計画」の整合性が求められており、また高齢者福祉施設等の指定管理料等を適正に積算し公募を行うためには 3 年ごとの介護報酬の改定を反映させる必要があることから、指定期間の調整を行うため、指定管理者の管理指定期間を「5 年間」から「5 年以内」に改めるものである。

議案第 116 号

佐伯市国民健康保険条例の一部改正について

健康保険法施行令の一部改正に伴い、産科医療補償制度における掛金の額が 3 万円から 1.6 万円に見直されることとなったが、その掛金相当分を含む出産育児一時金の総額は 42 万円に維持する方針が決定されたため、本体分を 39 万円から 40.4 万円へ、掛金相当分の加算額を 3 万円から 1.6 万円へ見直すため、条例を改正しようとするものである。

議案第 117 号

佐伯市立小学校の設置に関する条例及び佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

平成 27 年度から、西上浦小学校を八幡小学校に、吹小学校を松浦小学校に統合することに伴い、西上浦小学校及び吹小学校を廃止し、並びに西上浦幼稚園を八幡幼稚園に、吹幼稚園を松浦幼稚園に統合することに伴い、西上浦幼稚園及び吹幼稚園を廃止し、あわせて関係する条例を改正しようとするものである。なお、この議案は佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第 2 条の規定により、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意が必要である。

佐伯市立小学校の設置に関する条例の別表から佐伯市立西上浦小学校及び佐伯市立吹小学校の項を削る。また、佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の別表から佐伯市立西上浦幼稚園及び佐伯市立吹幼稚園の項を削る。あわせて佐伯市学校給食センター条例及び佐伯市立学校施設の開放に関する条例の各別表について同様の改正を行う。

議案第 118 号

佐伯市歴史文化施設の共通観覧券に関する条例の制定について

歴史文化施設の利用の促進を図るため、一定期間内であれば全ての歴史文化施設（佐伯市平和祈念館やわらぎ、城下町佐伯国木田独歩館、佐伯市歴史資料館）に観覧のため入館することができる共通観覧券を発行することに関し、新たに条例の制定を行おうとするものである。

議案第 119 号

佐伯市平和祈念館やわらぎ条例及び城下町佐伯国木田独歩館条例の一部改正について

佐伯市平和祈念館やわらぎ及び城下町佐伯国木田独歩館の使用料の区分を次のように改めようとするものである。

○佐伯市平和祈念館やわらぎ条例

改正前

使用料の名称	区分		
観覧料	大人（高校生以上）	個人	300 円
		団体（1 人につき）	200 円
	子ども（小・中学生）	個人	100 円
		団体（1 人につき）	50 円

↓

改正後

使用料の名称	区分		
観覧料	一般（中・高校生を除いた 15 歳以上の者）	個人	300 円
		団体（1 人につき）	200 円
	小・中・高校生	個人	100 円
		団体（1 人につき）	50 円
	未就学児		無料

○城下町佐伯国木田独歩館条例

改正前

使用料の名称	区分		
観覧料	大人（高校生以上）	個人	200 円
		団体（1 人につき）	100 円
	子ども（小・中学生）	個人	100 円
		団体（1 人につき）	50 円

↓

改正後

使用料の名称	区分		
観覧料	一般（中・高校生を除いた 15 歳以上の者）	個人	200 円
		団体（1 人につき）	100 円
	小・中・高校生	個人	100 円
		団体（1 人につき）	50 円
	未就学児		無料

議案第 120 号

つるおか子どもの家の指定管理者の指定について

つるおか子どもの家の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 121 号

佐伯市蒲江生活支援ハウスの指定管理者の指定について

佐伯市蒲江生活支援ハウスの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 122 号

工事請負契約の締結について（平成 26 年度彦陽中学校管理、普通、特別教室棟大規模改造（建築主体）工事）

平成 26 年度彦陽中学校管理、普通、特別教室棟大規模改造（建築主体）工事に係る工事請負契約を締結することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

◎ 入札方式等

入札方式	要件設定型一般競争入札（総合評価方式）
工期	平成 27 年 8 月 4 日まで
予定価格	264,104,280 円（税抜き 244,541,000 円）
最低制限価格	235,845,122 円（税抜き 218,375,113 円）

◎ 入札結果等

特定建設工事共同企業体名	技術評価点	入札金額(税抜き)	評価値	摘要
菅・佐々木	107.5	220,000,000 円	0.48864	落札
平倉・谷川		215,200,000 円		最低制限未滿
森田・疋田		218,130,572 円		最低制限未滿

◎ 契約の相手方等

契約の相手方	契約金額	落札率
豊後高田市香々地 4089 番地 菅・佐々木特定建設工事共同企業体 代表構成員 株式会社菅組 代表取締役 堤 俊之	237,600,000 円 (税込み)	89.96%

議案第 123 号

工事請負契約の締結について（平成 26 年度蒲江統合小学校校舎建設（建築主体）工事）

平成 26 年度蒲江統合小学校校舎建設（建築主体）工事に係る工事請負契約を締結することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

◎ 入札方式等

入札方式	要件設定型一般競争入札（総合評価方式）
工期	平成28年2月29日まで
予定価格	1,041,817,680円（税抜き964,646,000円）
最低制限価格	937,635,912円（税抜き868,181,400円）

◎ 入札結果等

特定建設工事共同企業体名	技術評価点	入札金額(税抜き)	評価値	摘要
平倉・谷川	106.9	910,000,000円	0.11747	落札
鴻池・菅・佐々木	106.8	912,000,000円	0.11711	
森田・疋田				辞退

◎ 契約の相手方等

契約の相手方	契約金額	落札率
大分市中島中央3丁目1番11号 平倉・谷川特定建設工事共同企業体 代表構成員 平倉建設株式会社 代表取締役 平倉啓貴	982,800,000円 (税込み)	94.34%

議案第124号

工事請負契約の締結について（平成26年度蒲江統合小学校校舎建設（電気設備）工事）

議案第123号と同様の議案である。

平成26年度蒲江統合小学校校舎建設（電気設備）工事に係る工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めようとするものである。

◎ 入札方式等

入札方式	要件設定型一般競争入札（総合評価方式）
工期	平成28年2月29日まで
予定価格	199,224,360円（税抜き184,467,000円）
最低制限価格	178,704,250円（税抜き165,466,899円）

◎ 入札結果等

特定建設工事共同企業体名	技術評価点	入札金額(税抜き)	評価値	摘要
鬼塚電気・中川電設	105.8	174,000,000 円	0.60805	落札
安部・佐伯	107.5	180,000,000 円	0.59722	
九電工・匹田電気工事	104	180,000,000 円	0.57778	
河野・国栄		139,800,000 円		最低制限未満
松栄電設・菊池電気		163,158,000 円		最低制限未満

◎ 契約の相手方等

契約の相手方	契約金額	落札率
大分市大字津留字六本松 1981 番地 6 鬼塚電気・中川電設特定建設工事共同企業体 代表構成員 鬼塚電気工事株式会社 代表取締役 尾野文俊	187,920,000 円 (税込み)	94.33%

議案第 125 号

工事請負契約の締結について（平成 26 年度蒲江統合小学校校舎建設（機械設備）工事）

議案第 123 号と同様の議案である。

平成 26 年度蒲江統合小学校校舎建設（機械設備）工事に係る工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めようとするものである。

◎ 入札方式等

入札方式	要件設定型一般競争入札（総合評価方式）
工期	平成 28 年 2 月 29 日まで
予定価格	167,691,600 円 （税抜き 155,270,000 円）
最低制限価格	149,916,290 円 （税抜き 138,811,380 円）

◎ 入札結果等

特定建設工事共同企業体名	技術評価点	入札金額(税抜き)	評価値	摘要
九電工・匹田電気工事	105	140,500,000 円	0.74733	落札
協和・菊池	104.3	140,168,000 円	0.74411	
協栄・佐伯環境				無効

◎ 契約の相手方等

契約の相手方	契約金額	落札率
大分市花津留 2 丁目 25 番 16 号 九電工・匹田電気工事特定建設工事共同 企業体 代表構成員 株式会社九電工 大分 支店 執行役員支店長 北川忠嗣	151,740,000 円 (税込み)	90.49%

議案第 126 号

佐伯市城下町観光交流館条例の制定について

九州一広い佐伯市の魅力の発信を始めとした観光に関する情報の提供を図るとともに、広く市民及び観光客の交流を促し、観光の振興及び地域の賑わいを創出するため、佐伯市城下町観光交流館を設置することに関し、新たに条例の制定を行おうとするものである。

議案第 127 号

佐伯市かまえインターパーク条例の制定について

東九州自動車道の佐伯蒲江間の開通を来春に控え、佐伯市南の玄関口として市内各施設へ誘う情報拠点となり、来訪者への交流の場の提供及び地域情報の発信による農山漁村と都市との交流を図るため、佐伯市かまえインターパークを設置することに関し、新たに条例の制定を行おうとするものである。

議案第 128 号

財産の取得について（地方卸売市場統合整備事業用地）

地方卸売市場統合整備事業用地として土地を取得することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

◎ 買収する土地 佐伯市大字長谷字藤川 4910 番 1 ほか 1 筆 381.92 m²

【全体の買収面積 19 筆 10,270.06 m²】

◎ 買収の相手方 佐伯市大字長谷 6061 番地 寺嶋静夫

佐伯市大字長谷 6061 番地 寺嶋ハツエ

【全体の買収の相手方 9（個人 8 人 法人 1 社）】

◎ 買収の方法 随意契約

◎ 買収予定価格 2,875,856 円

【全体の買収予定価格 33,654,434 円】

議案第 129 号

佐伯市道の駅やよいの指定管理者の指定について

佐伯市道の駅やよいの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 130 号

佐伯市道の駅宇目の指定管理者の指定について

佐伯市道の駅宇目の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 131 号

佐伯市道の駅かまへの指定管理者の指定について

佐伯市道の駅かまへの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 132 号

佐伯市うめキャンプ村の指定管理者の指定について

佐伯市うめキャンプ村の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 133 号

佐伯市グリーンパーク直川の指定管理者の指定について

佐伯市グリーンパーク直川の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 134 号

佐伯市鉱泉センター直川の指定管理者の指定について

佐伯市鉱泉センター直川の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 135 号

佐伯市直川憩の森公園の指定管理者の指定について

佐伯市直川憩の森公園の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 136 号

佐伯市鶴見海望パークの指定管理者の指定について

佐伯市鶴見海望パークの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 137 号

佐伯市直川米麦乾燥調製施設の指定管理者の指定について

佐伯市直川米麦乾燥調製施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 138 号

佐伯市鶴見農産物等直売所の指定管理者の指定について

佐伯市鶴見農産物等直売所の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

諮 問

諮問第 4 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者谷口ふく子）

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により「市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない」とこととされている。

佐伯市の人権擁護委員のうち谷口ふく子（たにぐち ふくこ）委員の任期が平成 27 年 3 月 31 日で満了するため、同氏を再度推薦しようとするものである。

諮問第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者矢野静司）

諮問第 4 号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち矢野静司（やの せいじ）委員の任期が平成 27 年 3 月 31 日で満了するため、同氏を再度推薦しようとするものである。

諮問第 6 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者野々下利徳）

諮問第 4 号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち山田豊和（やまだ とよかず）委員の任期が平成 27 年 3 月 31 日で満了するため、新たに野々下利徳（ののした としのり）氏を推薦しようとするものである。

諮問第 7 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者尾崎進）

諮問第 4 号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち上木奏徳（うえき そうとく）委員の任期が平成 27 年 3 月 31 日で満了するため、新たに尾崎進（おざきすすむ）氏を推薦しようとするものである。

報告事項

第 30 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

市長の専決処分事項に関する条例本則第 1 号及び第 2 号の事項（1 件 200 万円以下の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので同条第 2 項の規定により報告するものである。

専決処分日：平成 26 年 11 月 4 日

事故の場所：佐伯市宇目大字木浦内 1283 番地 12 付近の市道桑の原藤河内線

相手方：佐伯市宇目大字千束 1677 番地 1 九州システム・運輸有限会社

代表取締役 日高久明

事故の概要：平成 26 年 9 月 5 日午前 10 時 20 分頃、上記事故の場所で佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転していたところ、藤河内湯一とびあから約 500 メートル手前のカーブで、前方から走行してきた相手方が所有する大型貨物自動車と正面衝突し、当該大型貨物自動車の右側前部並びに当該市有自動車の前部バンパー、ボンネット、右側前部ドア及び両側前部フェンダーを破損した。

和解内容：佐伯市と相手方が相互に損害賠償金を支払う（事故の責任割合 佐伯市：相手方 50：50）。

賠償金額：市から相手方へ 218,074 円（車両修理費 保険適用範囲内）

相手方から市へ 130,000 円（車両修理費）

第 31 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第 30 号報告と同様の報告である。

専決処分日：平成 26 年 10 月 30 日

事故の場所：佐伯市向島 1 丁目 3 番 8 号付近の市道南中 2 号線

相手方：佐伯市中の島 2 丁目 10 番 5 号 安藤洋子

事故の概要：平成 26 年 5 月 15 日午後 1 時 45 分頃、上記事故の場所で佐伯市保健福祉総合センター和楽の敷地内から佐伯市職員が職務上、市有自動車を運

転して市道南中 2 号線に進入したところ、進行方向左側から同市道を走行中の相手方が運転する自家用普通自動車と接触し、その衝撃により相手方が左肩、左肘及び頸椎を負傷した。

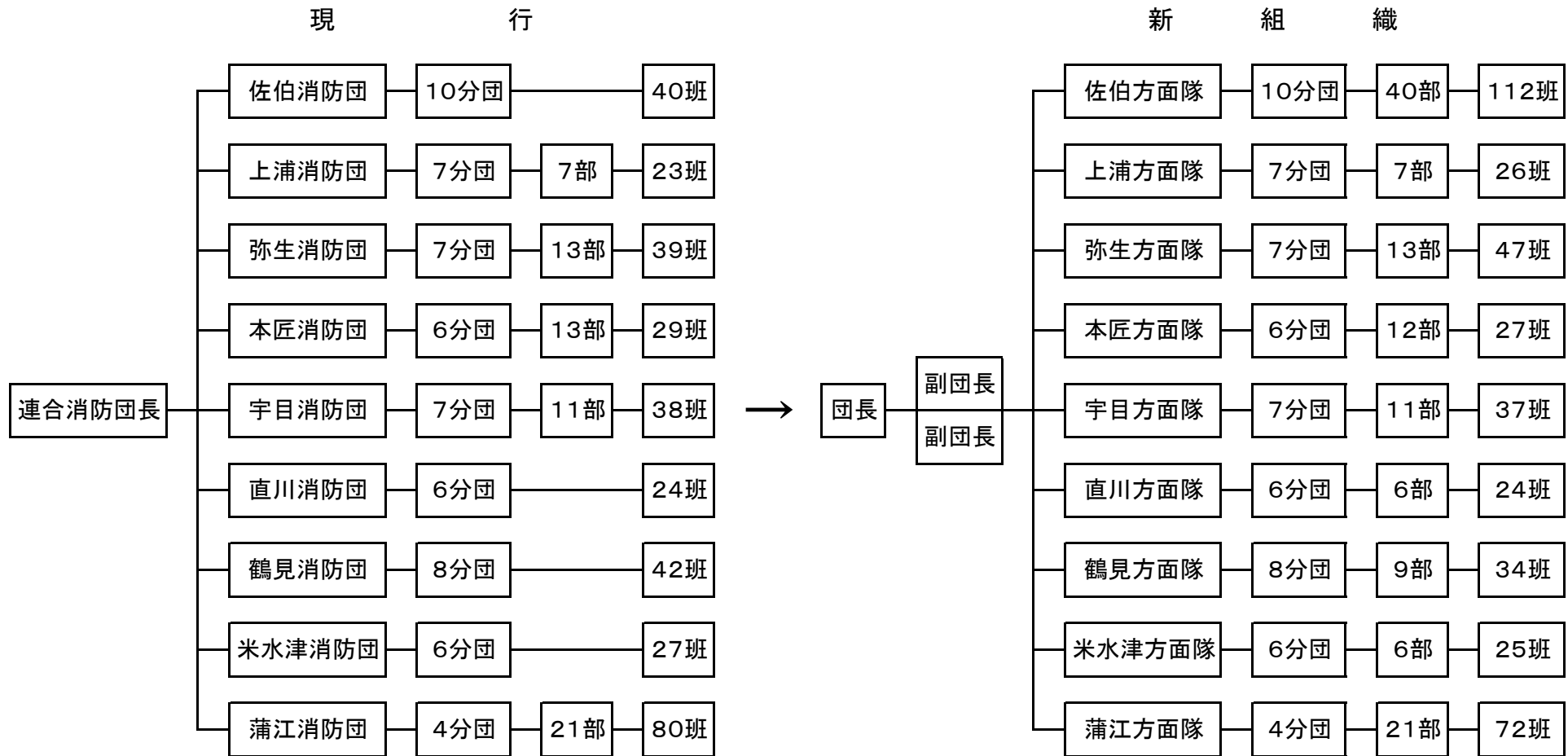
和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額：賠償金額：744,459 円（保険適用範囲内）

（治療費：228,866 円 通院費：1,207 円 文書料：486 円 休業損害：153,900 円 慰謝料：360,000 円）

(議案第111号関係)

佐伯市消防団 新旧組織図



※連合団長 1名 連合副団長 2名
9消防団 団長の中から、連合団長・連合副団長を選出(兼任)

※ 団長は、1名
※ 副団長は、方面隊長を兼ねることができる。